

しちのへ 農業委員会だより

賀正

第9号 (通巻第14号)

2010年1月1日発行

発行 七戸町農業委員会

編集 編集委員会

所在 七戸町字森ノ上131番地4

電話 68-2967(直通)

FAX 68-2486

E-mail nougyou01@town.shichinohe.aomori.jp

発行部数 6,000部

グランドゴルフで楽しく婚活!!

七戸町農村青年結婚相談所による交流会



楽しいふいんきの中でプレーをする参加者

～平成21年8月23日七戸町中央公園 屋内スポーツセンター～

七戸町農村青年結婚相談所

い。で。会。味。と。会。参。独。たい。わ。で。会。み。通。す。た。名。募。二。み。業。大。流。な。して。少。
。お。内。の。考。を。加。身。来。と。の。か。成。し。話。つ。が。初。の。集。十。で。今。を。一。一。結。お。婚。昨。化。時。代。と。わ。れ。
。問。一。あ。る。あ。え。計。で。男。年。思。き。り。果。た。が。弾。ん。で。自。然。な。形。う。で。
。合。婚。は。ま。す。い。う。が。り。多。く。の。は。な。っ。会。だ。
。わ。せ。談。業。の。き。な。交。流。に。の。は。な。っ。会。だ。
。だ。さ。ま。員。興。い。流。に。の。は。な。っ。会。だ。

農業委員会を
代表いたしました
新年のごあいさつ

七戸町農業委員会
会長 佐藤 午之助



改正により、農業委員会の果たす役割が極めて重要なものとなっております。また、新たな農地法を地域への普及浸透と適切な整備を図るとともに、現場の声を施策の反映し、意欲ある担手の確保育成と優良農地の確保有効利用に向けた活動を推進していただく意でございます。

本年がみなさまにとりまして、幸せ多い年でありますように心から祈り、幸せもに、あわせて相変わらぬご支援と協力をお願いいたします。

お申し込みをさせていただきます。

新年明けまして、おめでとうございます。家族おそろいで新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

十二月十五日に施行になり、果たす役割が極めて重要なものとなっております。また、新たな農地法を地域への普及浸透と適切な整備を図るとともに、現場の声を施策の反映し、意欲ある担手の確保育成と優良農地の確保有効利用に向けた活動を推進していただく意でございます。

新任職員紹介



大村 清隆 事務局長

4月の人事異動で、農業委員会事務局長に着任いたしました。

農地に関する業務に携わるのは初めてですが、法令に基づき、業務や農政活動など、地域農業の振興を担う農業委員会の多岐にわたる任務が円滑に進みますよう、事務執行に精一杯努めます。

どうぞよろしくお願いたします。

七戸地域耕作放棄地対策協議会設立

耕作放棄地解消へ



榎林土地改良区と共同で行った
耕作放棄地再生利用緊急対策事業説明会
平成21年11月25日
榎林地区農産物加工等施設にて

七戸町では、耕作放棄地対策として、本年度より「七戸地域耕作放棄地対策協議会」を設立し、国の事業である「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用して、耕作放棄地の解消を計画しております。

今年度は4地区で再生事業を実施中であり、本格的に実施して来年度には本格格的に実施していく予定です。

なお、協議会では、地域ごとの説明会を開催予定しておりますので、規模拡大を予定している方や、耕作できなくなっている方、相談ください。

国民年金に加入している農業者のみなさまへ

農業者のための 公的な積立年金

20歳以上、60歳未満である国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上、農業に従事していれば誰でも加入できます。

農業に従事していても、厚生年金などの被用者年金に加入していたり(サラリーマンなど国民年金の第2号被保険者)、その配偶者(国民年金の第3号被保険者)は加入できません。また、すでに国民年金基金に加入している場合、農業者年金と重複しての加入はできません。農業者年金に加入した月から、国民年金基金は脱退することになります。

保険料は月2万円から6万7千円まで、自由に選べます。

保険料は月2万円から6万7千円の範囲内であれば、千円単位で自由に選ぶことができます。保険料を途中で増額したり、減額することも、また、豊作や凶作等の経済事情にあわせ、加入したり脱退したりすることも自由にできます。

国民年金の付加保険料(月400円)も併せてご加入ください。

農業者年金に加入する場合、国民年金の保険料(平成19年度は月14,100円)のほかに付加保険料(月400円)も併せて納めることが制度上、義務づけられています。

保険料は全額、社会保険料控除となり、節税できます。

農業者年金は公的年金であるため、その保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。税率に応じて所得税・住民税が減額されるため、税の減額分を将来の自分の老後のために積み立てたと考えることができます。さらに、農業者年金基金が運用して得られる収益も非課税。将来受け取る年金には公的年金等控除が適用されるなど、税メリットが用意されています。

年金は60歳から65歳までの間に、自由にいつでも受給を開始できます。しかも、80歳までの保証つきです。

将来の年金額は、運用成績によって変わります。

将来の年金は、それまでに積み立てた保険料とその運用成績によって変わります。これは制度が長期に安定する最新型の年金方式です(確定拠出型)。例えば、将来の運用成績が3%だと仮定すれば、年金額は次の表になります。

農業者<積立>年金・年3%で試算した場合の予想される受け取り年金額(毎月2万円を掛けた場合)

加入年齢	加入期間 (60歳まで)	保険料総額	65歳からの年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性(66.8歳まで)	女性(92.1歳まで)
55歳から	5年	120万円	7.9万円	6.9万円	173万円	187万円
50歳から	10年	240万円	17.2万円	14.9万円	374万円	404万円
40歳から	20年	480万円	40.2万円	35.0万円	876万円	947万円
30歳から	30年	720万円	71.2万円	61.9万円	1,551万円	1,677万円
20歳から	40年	960万円	112.8万円	98.1万円	2,459万円	2,657万円

保険料補助の対象は、一定の要件を備えた担い手です。

保険料の国庫補助を受けられる方は、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる、②農業所得(配偶者、後継者は支払を受けた給料等)が900万円以下、③下の表の必要な要件に該当する、という3つの要件を満たす方です。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満 (5割)	35歳以上 (3割)
1	認定農業者<青色申告者>	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者<青色申告者>	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円を固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

■保険料の国庫補助を受けられる期間は、①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以上であれば10年以内で、遡算して20年以内です。

■補助された保険料に相当する年金は、将来、経営継承後に受給できます。

■40歳以上の方でも、旧制度加入者で脱退一時金または特例脱退一時金を受給されなかった方は、旧制度の保険料納付済期間も新制度の保険料納付期間に合算できますので、保険料補助を受けられる場合があります。

農地の借賃情報の提供

農地法改正に伴い、農業委員会が定めていた小作料の標準額が廃止になり、農業委員会が、地域ごとにおける借賃の動向（平均、最高額、最低額）の収集・提供を行うこととなりました。

平成20年1月～平成20年12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

貸借の際の参考にしてください。

平成21年12月15日

田（水稻）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
1 疇	9, 200円	10, 000円	5, 000円	13
2 白石	8, 100円	10, 000円	3, 000円	51
3 坪	7, 800円	10, 900円	3, 000円	227
4 中野	7, 500円	12, 000円	3, 000円	8
5 中岫	8, 800円	13, 600円	5, 000円	43
6 榎林	8, 600円	10, 000円	3, 000円	79
7 二ツ森	9, 100円	11, 300円	6, 200円	18
8 季沢	8, 800円	11, 300円	5, 100円	53
9 道ノ上	7, 300円	10, 900円	3, 000円	208
10 天間館	8, 700円	10, 900円	3, 000円	251
11 倉岡川目	9, 800円	11, 300円	6, 000円	31
12 作田川目	9, 700円	13, 700円	4, 600円	25
13 上川目	10, 200円	10, 900円	7, 000円	12
14 道地川目	9, 900円	10, 400円	8, 900円	7
15 野沼寺	9, 600円	13, 000円	6, 000円	11
16 荒中見	10, 700円	14, 000円	5, 600円	40
17 川去	8, 600円	10, 700円	5, 800円	24
18 町内	9, 300円	10, 900円	6, 200円	24
(参考) 町平均	8, 400円			

畑（普通畑）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
1 町全域	7, 800円	13, 600円	3, 000円	88

※ 地域区分の設定について、1～10の天間林地区は分館単位を参考に地域を設定し、11～18の七戸地区は川目単位や任意に地域を設定しています。（森ノ上は9道ノ上へ含めています。）

なお、ご不明な点がございましたら農業委員会へお問合せください。

編集後記

編集委員長 佐藤天高
編集副委員長 藤間屋清志
編集委員 高田武志

農業委員会は、農家の要望にこたえ、農地を有効に活用し、農業の発展に寄与することを目的として、農家の借賃情報を提供しています。今後も、農家の要望にこたえ、農地を有効に活用し、農業の発展に寄与することを目的として、農家の借賃情報を提供していきます。

みんなで読もう

● 購読料 毎月600円

● 発行日 毎月10日

● 代金 毎月600円

● 購読申し込み 毎月10日

● 購読料 毎月600円

● 購読申し込み 毎月10日

● 購読料 毎月600円

● 購読申し込み 毎月10日